

経済産業省委託事業

# ベトナム下位法令調査

---

2015年6月

日本貿易振興機構

バンコク事務所 知的財産部

## 目次

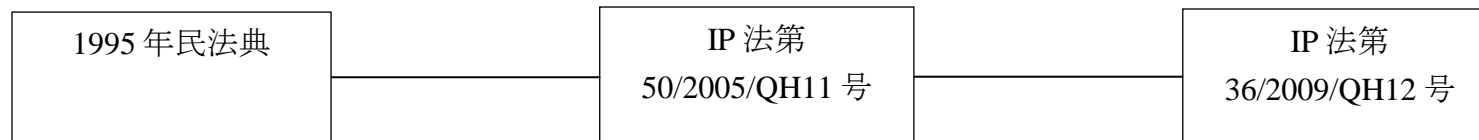
現行法体制の概略紹介 .....	2
ベトナムにおける IP 体制の歴史 .....	4
主要な IP 法およびそれらの改正の一覧表 .....	6
IP 関連法およびそれらの改正の一覧表 .....	7
IP 規則およびそれらの改正の一覧表 .....	10
IP 法の改正の重要性 .....	211
IP 関連法の変更の概要 .....	422
IP 規則、改正および指針の変更の概要 .....	44
国際 IP 条約の一覧表 .....	52
重要判例 .....	55
法律および規則の統合／枠組みの概要を示す図 .....	59

## 現行法体制の概略紹介

2005年ベトナム知的財産（IP）法の公布前は、ベトナムにおけるIP権の保護および実施は、1995年民法典に明文化されていた。これらの規定の実施を手引きする文書は、政令、通達および指令の形態を取る多くの法的文書に分散して定められていた。

国内およびグローバル経済の発展に合わせて、ベトナムの国会は、2005年に知的財産権に関する法律（IP法第50/2005/QH11号）を可決した。同法は、2009年に改正・補足された（IP法第36/2009/QH12号）。国会の承認を得て、IP法は、統一された充実した効果的なIP法体制を創るために法律化すべく、継承されるのみならず、改正され、補足され、体系化され、改善されている。IP法は、著作権、著作隣接権および工業所有権の保護、植物品種の権利、ならびにこれらの権利の実施を明文化している。

IP法は、種々の法的文書における規定の重複による不完全性を排除し、衝突を最少にした。それゆえ、法律の実施がもたらす恩恵はより大きくなった。



現在、IPに関する事項は、次の法体制に準拠している。

- 法律
- 国際条約
- 政令
- 通達／共同通達
- 規則

## ベトナムにおける IP 体制の歴史

1981 年、技術的改良、生産合理化および発明に係る革新に関する政令第 31/CP 号が発布された。この文書は、ベトナムにおける知的財産に関する最初の規定を提供するものであった。

1989 年、工業所有権の保護に関する法令が国家評議会により承認された。同法令の規定は、政令の規定より高い水準の法規範であった。「工業所有権」という概念が初めて法的文書で使用された。

1995 年の初めに、ベトナムは WTO への加盟を申請した。この時点で工業所有権の保護体制は、主に三つの「法定」文書を基礎として機能していた。TRIPs と比較すると、ベトナムが WTO 加盟申請を提出した時点で、ベトナムの工業所有権体制は TRIPs 協定の準拠には程遠いものであった。したがってベトナムは、知的財産権 (IPR) 行動計画を策定した。この計画の全体的な目的は、2000 年 1 月 1 日までにベトナムの IP 体制を TRIPs に完全に準拠したものにするることであった。行動計画を実施するにあたっての重要な最初の段階は、1995 年の民法典の公布であり、同法は第 VI 章において知的財産権と技術移転を扱った。民法典は、包括的な工業所有権活動を実施する上で最高の法的地位を有し、ベトナムでの工業所有権保護の歴史において新時代を画するターニングポイントとなった。

1996 年から 2001 年までに、民法典の実施の手引きを提供し、企業秘密、地理的表示および商号、知的財産関係の不正競争からの保護などその他の対象に関する追加規定を提供する、数多くの法定文書が発布された。しかしながら、IP 体制は依然として、TRIPs-WTO 協定の要件に十分準拠するものではなかった。それゆえ国会は、創造的活動を促進し、経済の競争力を高めるために、この分野における活動の法律の枠組みを引き続き改善すると決定した。

2005年11月29日、国会は、6部18章222条から成る知的財産法を制定した。2005年IP法の規定は、TRIPs-WTO協定に完全に準拠している。2005年IP法の制定は、WTO加盟国の義務履行の準備を進めた10年間にわたるベトナムの取組みにおいて、節目となる出来事であったと考えられる。

主要な IP 法およびそれらの改正の一覧表

	(A) IP の種類	(B) 効力発生日	(C) 改正	(D) 効力発生日
1	民法典（第 VI 章 - 知的財産に関する基本法）	1996 年 7 月 1 日	（第 VI 章 - 知的財産に関する基本法）	2006 年 7 月 1 日
2	知的財産に関する法律第 50/2005/QH11 号	2006 年 7 月 1 日	知的財産に関する法律の多数の条項を改正し補足する 2009 年 6 月 19 日付法律第 36/2009/QH12 号	2010 年 1 月 1 日

## IP 関連法およびそれらの改正の一覧表

	(A) IP 関連法の名称	(B) 効力発生日	(C) 改正	(D) 効力発生日
1	刑法 (刑法は、IPR 侵害に関する規定を含んでいる。)	2000 年 7 月 1 日	刑法の多数の条項を改正し補足する法律第 37/2009/QH12 号	2010 年 1 月 1 日
2	科学および技術に関する法律第 21/2000/QH10 号 (IP および関連法の施行、特許 (発明)、技術の移転、非開示情報 (トレード・シークレット) )	2001 年 1 月 11 日		
3	関税に関する 2001 年 6 月 29 日付法律第 29/2001/QH10 号 (この法律は、外国および国内組織および個人の、出国時、入国時および輸送中の、輸出され、輸入され、	2002 年 1 月 1 日	関税に関する法律の多数の条項の改正およびそれらへの追加に関する 2005 年 6 月 14 日付法律第 42-2005-QH11 号	2006 年 1 月 1 日



	または通過する物品に関する関税に対する国の管理、ならびに税関の組織および業務運営を規定している。)			
4	刑事訴訟法 (この法典は、刑事訴訟における基本原則、刑事訴訟を開始するための命令および手順、刑事事件(知的財産関連の事件を含む)の捜査、訴追、判決および執行について規定している。)	2004年7月1日		
5	民事訴訟法 (この法典は、民事訴訟における基本原則、民事事件(知的財産権に関する紛争関連の事件を含む)を解決するための裁判所の命令および手順について規定している。)	2005年1月1日		
6	競争法第 27/2004/QH11 号	2005年7月1日		

	(この法律は、競争制限行為、不正競争行為、競争事件を解決するための命令および手順、競争法の違反を処理する措置について規定している。)	日		
7	技術移転に関する法律第80/2006/QH11号 (技術移転活動に携わる組織および個人の権利および義務、国家管理機関の法的権限、ならびに技術移転を奨励および促進するための措置)	2006年11月29日		

## IP 規則およびそれらの改正の一覧表

	(A) 規則の種類	(B) 効力発生日	(C) 改正	(D) 効力発生日
1	映画団体および活動に関する 1995 年 7 月 17 日付政令第 48/CP 号	1995 年 7 月 17 日		
2	外国要素を含む民事関係についての民法典の規定の実施に係る指示に関する 1997 年 6 月 6 日付政令第 60/CP 号	1997 年 6 月 21 日		
3	フィルムおよび映画の検閲に関する 1997 年 8 月 9 日付規則 (1997 年)	1997 年 8 月 24 日		
4	フィルムおよび映画の検閲に関する規則の発布に関する 1997 年 8 月 9 日付決定第 2455/QD-DA 号	1997 年 8 月 9 日		
5	ビデオテープ小売店および取扱店の開業ならびにビデオテープの管理につい	1997 年 8 月 19 日		

	ての 1995 年 7 月 17 日付政令第 48/CP 号および 1995 年 12 月 12 日付政令第 87/CP 号の実施を指示および補足する 1997 年 8 月 19 日付通達第 64/TT-DA 号			
6	著作権登録の手数料徴収に係る指示に関する 1998 年 12 月 19 日付財務省通達第 166/1998/TT-BTC 号	1998 年 12 月 19 日		
7	美術品の展示会およびギャラリー活動に関する 1999 年 2 月 2 日付規則	1999 年 2 月 17 日		
8	音楽および舞台公演の CD の管理強化に関する 1999 年 3 月 17 日付政府指令第 38/1999/CT-BVHTT 号	1999 年 3 月 17 日		
9	音楽および舞台公演の音声および映像テープおよびディスクの生産、輸出、輸入、配布および事業に関する 1999 年 8 月 5 日付規則 (1999 年 8 月 5 日付文化情報省決定第 55/1999/QD-BVHTT 号に基づき発布)	1999 年 9 月 15 日		
10	音楽および舞台公演の音声および映像	1999 年 8 月 5		

	テープおよびディスクの生産、輸出、輸入、配布および事業に関する規則の発布に関する 1999 年 8 月 5 日付文化情報省決定第 55/1999/QD-BVHTT 号	日		
11	記念建造物および壁画の美術品部分の建造に関する 2000 年 3 月 29 日付規則 (2000 年 3 月 29 日付文化情報省決定第 05/2000/QD-BVHTT 号に基づき発布)	2000 年 3 月 29 日		
12	民法典における著作権に関する多数の規定の実施の手引きに関する 1996 年 11 月 29 日付政令第 76/CP 号および 1997 年 6 月 6 日付政令第 60/CP 号の実施の手引きに関する 2001 年 5 月 10 日付文化情報省通達第 27/2001/TT-BVHTT 号	2001 年 5 月 10 日		
13	報道機関に関する法律ならびに報道機関に関する法律の改正および補足に関する法律の実施を詳細に規定する 2002 年 4 月 26 日付政令第 51/2002/ND-CP 号	2002 年 4 月 26 日		
14	ロイヤルティ制度に関する 2002 年 6 月	2002 年 6 月 26		

	11日付政令第61/ND-CP号	日		
15	外国のテレビ番組の受信における免許、検査、調査および違反処理に関する2002年7月29日付規則	2002年7月29日		
16	外国のテレビ番組を衛星から直接受信するための免許申請の内容に係る指示に関する2002年7月29日付文化情報省文書第3289/VHTT-BC号	2010年3月2日		
17	輸出品および輸入品についての税関当局での著作権保護の手引きに関する2003年10月17日付文化情報省共同通達第58/2003/TTLT-BVHTT-BTC号	2003年11月17日		
18	知的財産に関する法律の公布に関する2005年12月12日付命令第28/2005/L-CTN号	2005年12月12日		
19	通関手続、検査および監督に関する関税法の多数の条項の実施を詳述する2005年12月15日付政令第	2006年1月1日		

	154/2005/ND-CP 号			
20	文化情報活動における行政違反に対する制裁措置に関する 2006 年 6 月 6 日付政令第 56/2006/ND-CP 号	2006 年 7 月 1 日		
21	著作権および著作隣接権に関する民法典および知的財産法の多数の条項の実施を詳述し手引きする 2006 年 9 月 21 日付政令第 100/2006/ND-CP 号	2006 年 10 月 17 日	著作権および著作隣接権に関する民法典および知的財産法の多数の条項を詳述し手引きする 2006 年 9 月 21 日付政令第 100/2006/ND-CP 号の多数の条項を改正し補足する 2011 年 9 月 20 日付政令第 85/2011/ND-CP 号	2011 年 11 月 10 日
22	工業所有権の領域における行政違反に対する制裁措置を定める 2006 年 9 月 22 日付政令第 106/2006/ND-CP 号	2006 年 10 月 21 日		
23	知的財産権の保護および知的財産の国家管理に関する知的財産法の多数の条項の実施を詳述し手引きする 2006 年 9 月 22 日付政令第 105/2006/ND-CP 号	2006 年 10 月 21 日	知的財産権の保護および知的財産の国家管理に関する知的財産法の多数の条項を詳述し手引きする 2006 年 9 月 22 日付政令第 105/2006/ND-CP 号の多数の条項を改正し補足する 2010 年 12 月 30 日付政令第 119/2010/ND-	2011 年 2 月 20 日

			CP号	
24	工業所有権に関する知的財産法の多数の条項の実施を詳述し手引きする 2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号	2006年10月21日	工業所有権に関する知的財産法の多数の条項を詳述し手引きする 2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の多数の条項を改正し補足する 2010年12月31日付政令第122/2010/ND-CP号	2011年2月20日
25	薬剤登録記録のデータ・セキュリティに関する 2006年9月30日付規則	2006年9月30日		
26	薬剤登録記録のデータ・セキュリティに関する規則を公布する 2006年9月30日付決定第30/2006/QD-BYT号	2006年11月11日		
27	工業所有権に関する知的財産法の多数の条項の実施を詳述し手引きする 2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の実施を手引きする 2007年2月14日付通達第01/2007/TT-BKHCHN号	2007年5月6日	2010年7月31日付通達第13/2010/TTBKHCN号により改正および補足された 2007年2月14日付通達第01/2007/TTBKHCN号、ならびに 2009年3月27日付通達第04/2009/TT-BKHCHN号により改正および補足された 2008年2月25日付	2011年7月22日



			通達第 01/2008/TT-BKHCHN 号の一部の規定を改正し補足する 2011 年 7 月 22 日付科学技術省通達第 18/2011/TT-BKHCHN 号	
28	公安関連業務のための科学および技術資源の結集に関する 2007 年 11 月 19 日付政令第 169/2007/ND-CP 号	2007 年 12 月 11 日		
29	植物品種の分野における行政違反に対する処罰に関する 2005 年 4 月 27 日付政令第 57/2005/ND-CP 号	2005 年 4 月 27 日	植物品種の分野における行政違反に対する処罰に関する 2005 年 4 月 27 日付政令第 57/2005/ND-CP 号の一部の条項の改訂および補足に関する政令第 172/2007/NU-CP 号	2007 年 11 月 28 日
30	工業所有権査定員証および工業所有権査定機関証の交付および撤回を手引きする 2008 年 2 月 25 日付科学技術省通達第 01/2008/TT-BKHCHN 号	2008 年 2 月 25 日	2009 年 3 月 27 日付通達第 04/2009/TT-BKHCHN 号および 2011 年 7 月 22 日付通達第 18/2011/TT-BKHCHN 号により改正および補足された工業所有権査定員証および工業所有権査定機関証の撤回に関する 2008 年 2 月 25 日付通達第 01/2008/TT-BKHCHN 号の多数の規定	2012 年 2 月 13 日

			を改正し補足する 2012 年 2 月 13 日 付科学技術省通達第 04/2012/TT- BKHCN 号	
31	科学技術省の機能、任務、権限および 組織構成を定義する 2008 年 3 月 14 日 付政令第 28/2008/ND-CP 号	2008 年 3 月 29 日		
32	知的財産権に関する紛争の人民裁判所 での解決に多数の法規定を適用するこ とを手引きする 2008 年 4 月 3 日付共同 通達第 02/2008/TTLT-TANDTC- VKSNDTC-BVHTT&DL-BKH&CN-BTP 号	2008 年 5 月 22 日		
33	知的財産の分野における行政違反の処 理に関する決定要請書を受付および受 理する市場監視機関の命令および手順 を手引きする 2008 年 10 月 22 日付工商 省通達第 12/2008/TT-BCT 号	2008 年 10 月 22 日		
34	著作権および著作隣接権の保護の管理 および実施を強化することに関する	2008 年 3 月 2 日		

	2008年12月31日付指示第36/2008/CT-TTg号			
35	技術移転に関する法律の多数の条項の実施を詳述し手引きする2008年12月31日付政令第133/2008/ND-CP号	2008年12月31日	技術移転に関する法律の多数の条項の実施を詳述し手引きする政令第133/2008/ND-CP号の一部の条項を改正し補足する政令第103/2011/ND-CP号	2011年11月15日
36	知的財産に関する手数料および料金の料率、徴収、送金、管理および使用を規定する2009年2月4日付財務省通達第22/2009/TT-BTC号	2009年2月4日		
37	技術移転における行政違反に対する制裁措置を規定する政令第49/2009/ND-CP号	2009年5月21日		
38	著作権および著作隣接権の行政違反に対する制裁措置に関する2009年5月13日付政令第47/2009/ND-CP号	2009年6月30日	著作権および著作隣接権の違反に対する制裁措置に関する2009年5月13日付政令第47/2009/ND-CP号の一部の条項を改正し補足する政令第109/2011号	2012年1月20日

39	薬剤登録における試験データの秘密保護を手引きする 2010年3月1日付保健省通達第 05/2010/TT-BYT 号	2010年3月1日		
40	事業登録に関する 2010年4月15日付政令第 43/2010/ND-CP 号	2010年6月1日		
41	植物品種に対する権利に関する知的財産法および知的財産法の多数の条項を改正し補足する法律の多数の条項を詳述し手引きする 2010年8月16日付政令第 88/2010/ND-CP 号	2010年10月1日	知的財産法の多数の条項を詳述し手引きする 2010年8月16日付政令第 88/2010/ND-CP 号の一部の条項を改正し補足する政令第 98/2011/ND-CP 号	2011年12月15日
42	工業所有権における行政違反に対する制裁措置に関する 2010年9月21日付政令第 97/2010/ND-CP 号	2010年11月9日		
43	税関における密輸との闘争および知的財産権の保護を手引きする 2011年4月1日付財務省通達第 44/2011/TT-BCT 号	2011年5月19日		
44	工業所有権における行政違反に対する制裁措置に関する 2010年9月21日付	2011年12月27日		

政令第 97/2010/ND-CP 号の多数の条項 の実施を手引きする 2011 年 12 月 27 日 付科学技術省通達第 37/2011/TT- BKHCN 号			
---	--	--	--

## IP法の改正の重要性

知的財産法第 50/2005/QH11 号の多数の条項を改正し補足する 2009 年 6 月 19 日付法律第 36/2009/QH12 号

条番号	内容
3	<p><b>第 1 部 総則</b> 知的財産権の対象</p> <p>1. 著作権の対象は、文学的、美術的および科学的著作物を含む。著作隣接権の対象は、実演、録音、録画、放送番組および暗号化された番組を搬送する衛星信号を含む。</p> <p>2. 工業所有権の対象は、発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、トレード・シークレット、標章、商号および地理的表示を含む。</p> <p>3. 植物品種の権利の対象は、植物の繁殖素材および収穫素材を含む。</p>
4	用語の解釈
7	<p>知的財産権の制限</p> <p>1. 知的財産権者は、本法に規定する保護の範囲および期間の範囲内でのみ自己の権利を行使することができる。</p> <p>2. 知的財産権の行使は、国益、公益、他の組織および個人の正当な権利および利益を侵害してはならず、関係法の他の適用規定に違反してはならない。</p> <p>3. 国家の防衛、安全保障、人民の生活の目的、ならびに本法において規定する国家および社会のその他の利益</p>

	の実現が保証される必要がある状況において、国家は、知的財産権の所有者による行使を禁止もしくは制限するか、または適切な条件に従い所有者の一もしくは二以上の権利を他の組織もしくは個人に使用許諾するよう所有者に強制することができる。国家の秘密に分類される発明に対する権利の制限は、政府の規則に従って行う。
8	知的財産権に関する国家の方針
	<b>第2部 著作権および隣接権</b>
14	保護著作物の形態
25	<p>許可を取得する必要がなく、ロイヤルティまたは報酬を支払う必要もない公表著作物の使用の場合</p> <p>1. 許可を取得する必要がなく、ロイヤルティまたは報酬を支払う必要もない公表著作物の使用には、次の形態がある。</p> <p>a/ 個人的な科学研究または教授の目的で、著作物の写しを作成すること</p> <p>b/ 注釈または例示のための著作物の合理的な引用であって、著作者の見解を誤って伝えないもの</p> <p>c/ 新聞もしくは定期刊行物の記事、ラジオもしくはテレビ番組、およびドキュメンタリーに使用するための著作物からの引用であって、著作者の見解を誤って伝えないもの</p> <p>d/ 学校での講義のためで商業目的でない著作物からの引用であって、著作者の見解を誤って伝えないもの</p> <p>e/ 記録保管および研究目的での、図書館による著作物の複製</p> <p>f/ 一般大衆向けの文化、コミュニケーションまたは動員活動において、演劇作品その他の芸能作品を、いかな</p>

	<p>る形であれ料金を徴収せずに実演すること</p> <p>g/ 最新の出来事を報告する目的または教育目的で、実演を音声および映像により報道すること</p> <p>h/ 公共の場で展示された造形美術、建築、写真および応用美術の著作物を、それらの作品のイメージを示す目的で写真撮影またはテレビ放映すること</p> <p>i/ ブライユ点字または視覚障害者用のその他の言語の文字に著作物を翻訳すること</p> <p>j/ 個人使用のために他者の著作物の写しを輸入すること</p> <p>2. 本条第1項に定義する著作物を使用する組織および個人は、当該著作物の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、また著作者または著作権者の権利を害してもならない。それらの者は、著作者の名称および著作物の出所を示すものとする。</p> <p>3. 本条第1項 a号および e号の規定は、建築の著作物、造形の著作物およびコンピュータ・プログラムには適用されない。</p>
26	<p>許可を取得する必要はないが、ロイヤルティまたは報酬を支払う必要がある公表著作物の使用の場合</p> <p>1. スポンサー提供か、広告を出すか、または何らかの形で代金を請求して、放送するにあたり公表著作物を使用する放送機関は、著作権者から許可を取得する義務はないが、使用の日からロイヤルティまたは報酬を著作権者に支払わなければならない。ロイヤルティ、報酬またはその他の物的給付の水準、および支払いの方法は、関係当事者が合意するものとする。合意に達しなかった場合、関係当事者は、政府の規則を順守するか、または法律に基づき裁判所で訴訟を提起するものとする。</p> <p>スポンサー提供か、広告を出すか、または何らかの形で代金を請求することなく、放送するにあたり公表著作物を使用する放送機関は、著作権者から許可を取得する義務はないが、使用の日から政府規制に基づ</p>



	<p>きロイヤルティまたは報酬を著作権者に支払わなければならない。</p> <p>2. 本条第1項に基づき著作物を使用する組織および個人は、当該著作物の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、また著作者または著作権者の権利を害してもならない。それらの者は、著作者の名称および当該著作物の出所を示すものとする。</p> <p>3. 本条第1項に規定する場合における著作物の使用は、映画の著作物には適用されない。</p>
27	<p><b>著作権保護の期間</b></p> <p>1. 本法第19条第1項、第2項および第4項に規定する著作者人格権は、無期限に保護されるものとする。</p> <p>2. 本法第19条第3項に規定する著作者人格権および第20条に規定する経済的権利は、次の保護期間を享受するものとする。</p> <p>a/ 映画の著作物、写真の著作物、応用美術の著作物および無名の著作物は、それらの最初の公表の日から75年の保護期間を有する。固定の日から25年以内に公表されないままである映画の著作物、写真の著作物および応用美術の著作物については、保護期間は固定の日から100年である。無名の著作物については、著作者に関する情報が公表されているときは、保護期間は本項b号に基づき算定される。</p> <p>b/ 本項a号で規定していない著作物は、著作者の生存期間中およびその者の死後50年間にわたり保護される。共同著作権の著作物については、保護期間は、最後の生存共同著作者の死後50年目に満了する。</p> <p>c/ 本項a号およびb号に規定する保護期間は、当該著作権保護期間の満了する年の12月31日24時に満了する。</p>

30	<p>レコードおよびビデオ制作者の権利</p> <p>1. レコードおよびビデオの制作者は、次の権利を行使するまたは行使する権限を他者に付与する独占的権利を有する。</p> <p>a/ その者のレコードおよびビデオを直接的または間接的に複製すること</p> <p>b/ レコードおよびビデオの原本およびコピーを輸入し、販売、レンタルまたは配布により、公衆が利用できるあらゆる技術的手段で公衆に頒布すること</p> <p>2. レコードおよびビデオの制作者は、その者のレコードおよびビデオが公衆に頒布されるときは、物的給付を享受する。</p>
33	<p>許可を取得する必要はないが、ロイヤルティまたは報酬を支払う必要がある隣接権の行使の場合</p> <p>1. スポンサー提供か、広告を出すか、または何らかの形で代金を請求して、放送するにあたりすでに公表されたレコードまたはビデオを商業目的で直接的または間接的に使用する組織および個人は、著作者、著作権者、実演者、またはレコードもしくはビデオ制作者、または放送機関からの許可を取得する義務はないが、使用の日から合意したロイヤルティまたは報酬をそれらの者に支払わなければならない。合意に達しなかった場合、それらの者は、政府の規則を順守するか、または法律に基づき裁判所で訴訟を提起するものとする。</p> <p>スポンサー提供か、広告を出すか、または何らかの形で代金を請求することなく、放送するにあたりすでに公表されたレコードまたはビデオを商業目的で直接的または間接的に使用する組織および個人は、著作者、著作権者、実演者、またはレコードもしくはビデオ制作者、または放送機関からの許可を取得する義務はないが、使用の日から政府の規則に基づき合意したロイヤルティまたは報酬をそれらの者に支払わなければならない。</p>

	<p>2. すでに公表されたレコードまたはビデオを営業または商業活動で使用する組織および個人は、著作者、著作権者、実演者、またはレコードもしくはビデオ制作者、または放送機関からの許可を取得する義務はないが、使用の日から合意したロイヤルティまたは報酬をそれらの者に支払わなければならない。合意に達しなかった場合、それらの者は、政府の規則を順守するか、または法律に基づき裁判所で訴訟を提起するものとする。</p> <p>3. 本条第1項および第2項に規定する権利を行使する組織および個人は、実演、レコード、ビデオまたは放送番組の通常の利用に影響を及ぼしてはならず、また実演者、レコードおよびビデオ制作者、ならびに放送機関の権利を害してはならない。</p>
41	<p>著作権者が著作権譲受人である場合</p> <p>1. 本法第20条および第19条第3項に規定する権利の一、二以上またはすべてを契約に基づき譲り受ける組織および個人は、著作権者である。</p> <p>2. 無名の著作物を管理している組織および個人は、当該著作物の著作者の名称が特定されるまで所有者としての権利を享受する。</p>
42	<p>著作権者が国家である場合</p> <p>1. 次の著作物は、国有著作物とする。</p> <p>a/ 本法第41条第2項に規定する場合を除く、無名の著作物</p> <p>b/ 保護期間が満了していない著作物であるが、その著作権者が相続人なしで死亡したか、または相続人が相続権を放棄したか、もしくは相続権を剥奪されたもの</p>

	<p>c/ 著作権者が所有権を国家に譲渡した著作物</p> <p>2. 政府は、国有著作物の使用について明確に定めるものとする。</p>
	<p><b>第3部 工業所有権</b></p>
87	<p>標章の登録を受ける権利</p> <p>1. 組織および個人は、自己が生産する商品または提供するサービスに使用される標章の登録を受けることができる。</p> <p>2. 適法な商業活動を行う組織および個人は、当該組織および個人が市販するが他者により生産された製品の標章の登録を受けることができるが、当該生産者が自己の製品に当該標章を使用せず、かつ当該登録に異論を唱えないことを条件とする。</p> <p>3. 適法に設立された団体組織は、団体標章の使用に関する規則に基づきその構成員により使用されるべき団体標章の登録を受けることができる。商品またはサービスの原産地を表示する標識については、登録を受けることができる組織は、該当地域において生産または取引に従事する組織または個人から成る団体組織とする。ベトナムの現地名産物の原産地を表示するその他の地名または標識については、登録は所轄の国家機関により許可されなければならない。</p> <p>4. 商品またはサービスの品質、特性、原産地またはその他の関連基準を管理および証明する機能を有する組織は、当該組織が当該商品またはサービスの生産または取引に従事していないことを条件として、証明商標の登録を受けることができる。ベトナムの現地名産物の原産地を表示するその他の地名または標識については、その登録は所轄の国家機関により許可されなければならない。</p> <p>5. 二以上の組織または個人は、次に掲げることを条件として、標章の共同所有者になるために当該標章の登録</p>

	<p>を共同して受けることができる。</p> <p>a/ 当該標章が、共同所有者全員の名前で使用されるか、または共同所有者全員が参加して生産する商品もしくは取引するサービスに使用されること</p> <p>b/ 当該標章の使用により、商品またはサービスの出所について消費者に何らの混同も生じさせないこと</p> <p>6. 本条第1項、第2項、第3項、第4項および第5項で定義する登録を受ける権利を有する者は、登録出願後であっても、契約書、遺贈または準法相続の形で当該権利を他の組織または個人に譲渡することができる。ただし、譲り受ける組織または個人が、登録を受ける権利を有する者に対する関連条件を満たすことを前提とする。</p> <p>7. 標章所有者の代表者または代理人に当該標章の登録を禁止しており、かつ、ベトナム社会主義共和国もまたその締約国である条約の締約国において保護されている標章については、当該代表者または代理人は、正当な理由が援用可能な場合を除き、当該標章所有者が同意しない限り当該標章を登録することを許可されない。</p>
90	<p>先願の原則</p> <p>1. 同じもしくは類似の発明を登録する、または同一もしくは相互にわずかしかなり異なる工業意匠を登録する願書が多数提出された場合、保護権利証書は、保護権利証書の交付に係る全条件を満たす出願の中で、最先の優先日または出願日を有する有効な出願のみに交付することができる。</p> <p>2. 同一もしくは類似の製品もしくはサービスに関して同一もしくは混同を生じるほどに類似の標章を登録するために異なる者が多数の出願を提出した場合、または一人が同一の製品もしくはサービスに関して同一の標章を登録するために多数の出願を提出した場合、保護権利証書は、保護権利証書の交付に係る全条件を満たす出願の中で、最先の優先日または出願日を有する有効な出願の標章のみに関して交付することができる。</p> <p>3. 保護権利証書の交付に係る全条件を満たし、かつ同じ最先の優先日または出願日を有する、本条第1項およ</p>

	<p>び第2項に規定する登録出願が多数ある場合、保護権利証書は、全出願人の合意に基づきそれらの出願のうち単一出願の対象のみに関して交付することができる。かかる合意がないときは、それらの出願のそれぞれの対象すべてについて、保護権利証書の付与が拒絶される。</p>
119	<p>工業所有権登録出願を処理する期限</p> <p>1. 工業所有権登録出願は、出願日から1カ月以内に方式について審査されるものとする。</p> <p>2. 工業所有権登録出願は、次の期限内に実体について審査されるものとする。</p> <p>a/ 発明については、実体審査請求が出願の公開日前に提出された場合は当該公開日から、または実体審査請求が出願の公開日後に提出された場合は当該請求の受付日から18カ月以内</p> <p>b/ 標章については、出願の公開日から9カ月以内</p> <p>c/ 工業意匠については、出願の公開日から7カ月以内</p> <p>d/ 地理的表示の登録出願については、出願の公開日から6カ月以内</p> <p>3. 工業所有権登録出願の再審査に係る期限は、原初審査の期限の3分の2に等しいものとし、複雑な場合は延長することができるが、原初審査の期限を越えてはならない。</p> <p>4. 出願者が願書を修正または補充できる期間は、本条第1項、第2項および第3項に規定する期限には算入されない。願書の修正または補充の要求を処理する期限は、本条第1項または第2項に規定する相応の期限の3分の1を超えてはならない。</p>
134	<p>発明および工業意匠の先使用权</p>

	<p>1. 発明または工業意匠登録出願の出願日または優先日（あれば）の前に、登録出願書類に記載されているが、それとは無関係に生み出された、保護される発明または工業意匠と同一の発明または工業意匠を使用し、またはその使用に必要な準備を行った者（以下「先使用権の所有者」という）は、保護権利証書が交付された後、保護された発明もしくは工業意匠の所有者の許可を取得するまたは保護された発明もしくは工業意匠の所有者に補償金を支払う必要なく、使用または使用準備の範囲および量の範囲内で当該発明または工業意匠を使用し続けることができる。発明または工業意匠の先使用権の所有者の権利行使は、当該発明または工業意匠の所有者の権利侵害とはみなさない。</p> <p>2. 発明または工業意匠に対する先使用権の所有者は、当該権利を他者に譲渡してはならない。ただし、当該権利が、当該発明または工業意匠が使用されたまたはその使用の準備がされた事業または生産施設の移転とともに譲渡される場合は、この限りでない。先使用権の所有者は、発明または工業意匠の所有者により許可されない限り、使用の範囲および量を拡大することができない。</p>
154	<p><b>工業所有権代理業務事業の条件</b></p> <p>次の条件を満たす組織は、工業所有権代理業務機関として工業所有権代理業務を提供することができる。</p> <p>1. ベトナムにおける外国の弁護士業務組織を除き、適法に設立され運営されている弁護士業務企業、合作社もしくは組織、または科学技術業務組織であること</p> <p>2. 工業所有権代理業務を提供する機能を有し、それが事業登録証明書または営業登録証明書（以下、合わせて「事業登録証明書」という）に記載されていること</p> <p>3. 当該組織の長または当該長により授権された者は、本法第155条第1項に規定する工業所有権業務の実務に係る条件を満たさなければならない。</p>

	第4部 植物品種に対する権利
157	<p>植物品種に対する権利の保護を受けることができる組織および個人</p> <p>1. 植物品種に対する権利の保護を受けることができる組織および個人は、植物品種を選定および育成し、もしくは発見および開発したか、または植物品種の選定および育成もしくは発見および開発に投資したか、または植物品種に対する権利の移転を受けた組織および個人である。</p> <p>2. 本条第1項に定義する組織および個人は、ベトナムの組織および個人、ならびにベトナム社会主義共和国と植物品種の保護に関する協定を締結している外国の組織および個人、ならびにベトナムにおいて常設事務所もしくは定住所を有するかまたはベトナムにおいて植物品種を生産もしくは取引する事業所を有する外国の組織および個人、ならびにベトナム社会主義共和国と植物品種の保護に関する協定を締結している国において常設事務所もしくは定住所を有するかまたは植物品種を生産もしくは取引する事業所を有する外国の組織および個人を含む。</p>
160	<p>植物品種の識別性</p> <p>1. 植物品種は、場合に応じて出願の時点または優先日にその存在が周知の他の植物品種と明確に識別できる場合は、識別性を有するとみなす。</p> <p>2. 本条第1項で定義するその存在が周知の植物品種とは、次の場合の一つをいう。</p> <p>a/ 当該植物品種の繁殖素材または収穫素材が、保護登録出願の時点でいずれかの国の市場において広範に使用されている場合</p> <p>b/ いずれかの国において当該植物品種が保護されており、または植物品種の一覧に登録されている場合</p> <p>c/ 当該植物品種が、出願が拒絶されていないことを条件として、いずれかの国において保護登録出願または植</p>



	物種の一覧での登録出願の対象である場合
163	<p>植物品種の名称</p> <p>1. 登録人は、植物品種に対する権利を管理している政府機関に対し、植物品種の適正な名称を指定するものとするが、かかる名称は、ベトナム社会主義共和国と植物品種保護に関する協定を締結しているいずれかの国において保護のためすでに登録されている名称と同じでなければならない。</p> <p>2. 植物品種の名称は、それが同じまたは類似の種において周知の他の植物品種の名称と識別できる場合は、適正であるとみなすものとする。</p> <p>3. 植物品種の名称は、次の場合は適正でないとみなすものとする。</p> <p>a/ 数字のみで構成される場合。ただし、当該数字が当該品種の特質または育種に関する場合を除く。</p> <p>b/ 社会的倫理に反する場合</p> <p>c/ 当該品種の特徴または特質について誤解を与えやすい場合</p> <p>d/ 育成者の特定について誤解を与えやすい場合</p> <p>e/ 当該植物品種の保護登録出願の公開日前に保護されている標章、商号または地理的表示と同一であるか、または混同を生じるほどに類似する場合</p> <p>f/ 他の組織または個人の先の権利に影響を及ぼす場合</p> <p>4. 植物品種の増殖素材の販売を申し出るまたはそれを市販する組織および個人は、保護期間の満了後も自己の</p>

	<p>保護権利証書に記載された当該植物品種の名称を使用するものとする。</p> <p>5. 植物品種の名称が、すでに販売の申し出に関して登録されているまたは市販されている植物品種の名称と類似の商標、商号または表示と結合しているときは、当該名称は、当該結合にかかわらず識別可能でなければならない。</p>
165	<p><b>植物品種に対する権利の登録</b></p> <p>1. 本法第157条で定義する組織および個人は、直接的にまたはベトナムにおけるその法定代理人を通じて、植物品種に対する権利の登録出願（以下「保護登録出願」という）をすることができる。</p> <p>2. 次の条件を満たす組織は、植物品種に対する権利の代理業務組織としての資格で、植物品種に対する権利の代理業務を提供することができる。</p> <p>a/ ベトナムにおける外国の弁護士業務組織を除き、適法に設立され運営されているベトナムの弁護士業務企業、合作社もしくは組織、または科学技術業務組織であること</p> <p>b/ 植物品種に対する権利の代理業務を提供する機能を有し、それが事業登録証明書または営業登録証明書（以下、合わせて「事業登録証明書」という）に記載されていること</p> <p>3. 本条第4項および第5項に規定する条件を満たす組織の長または当該長により授権された者は、植物品種に対する権利の代理業務を提供することができる。</p> <p>4. 次の条件を満たす個人は、植物品種に対する権利の代理業務を提供することを容認される。</p> <p>a/ 植物品種に対する権利の代理業務の実務証明書を有していること</p>

	<p>b/ 植物品種に対する権利の代理業務組織で働いていること</p> <p>5. 次の条件を満たす個人は、植物品種に対する権利の代理業務の実務証明書を交付される。</p> <p>a/ ベトナム人であり、市民として行為する完全な資格を有していること</p> <p>b/ ベトナムに定住していること</p> <p>c/ 学士号を有していること</p> <p>d/ 植物品種に対する権利に関する法律分野での活動に連続5年以上の期間直接的に従事しているか、または国内もしくは国際的官庁で植物品種に対する権利の種々の登録出願の審査に連続5年以上の期間直接的に従事しているか、または所轄機関によって認定された植物品種に対する権利に関する法律の教育課程を卒業したこと</p> <p>e/ 植物品種に対する権利の行使を確定および保証する所轄の国家機関で現在働いている公務員でないこと</p> <p>f/ 所轄機関が主催する植物品種に対する権利を代理する職業の試験に合格したこと</p> <p>6. 政府は、適法な出願代理人および植物品種に対する権利の代理業務組織について、明確に規定するものとする。</p>
186	<p>保護証明書保有者の権利</p> <p>1. 保護証明書保有者は、保護された植物品種の繁殖素材に対する次の権利を行使し、または行使する権限を他者に付与する権利を有する。</p> <p>a/ 生産または繁殖を行うこと</p>

	<p>b/ 繁殖の目的で当該素材を処理すること</p> <p>c/ 当該素材の販売を申し出ること</p> <p>d/ 当該素材を販売するか、またはその他のマーケティング活動を行うこと</p> <p>e/ 当該素材を輸出すること</p> <p>f/ 当該素材を輸入すること</p> <p>g/ 本項 a 号、b 号、c 号、d 号、e 号および f 号に規定する行為のために当該素材を保管すること</p> <p>2. 本条第 1 項に規定する植物品種の保護権利証書所有者の権利は、保護された植物品種の繁殖素材を違法に使用して収穫した素材に対して適用される。ただし、当該保護権利証書所有者が、繁殖素材に対する権利を合法的に行使する機会があったにもかかわらず行使しなかった場合は、この限りでない。</p> <p>3. 保護証明書保有者は、本法第188条に基づき、当該植物品種を他者に使用させない権利を有する。</p> <p>4. 保護証明書保有者は、植物品種に対する権利を、相続もしくは遺贈により移転し、または本法第XV章に基づき譲渡する権利を有する。</p>
187	<p>保護証明書保有者の権利の範囲</p> <p>保護証明書保有者の権利は、次の植物品種に及ぶ。</p> <p>1. 保護された植物品種に主に由来する植物品種。ただし、当該保護された植物品種自体が別の保護された植物品種に由来する場合を除く。</p>

	<p>植物品種は、当該植物品種が保護された品種の遺伝子型または遺伝子型の組合せから生じる必須の特質（ただし、当該保護された品種に対する作用から生じる相違は除く）の表現を依然として保有しているときは、保護された植物品種に由来するものとみなす。</p> <p>2. 保護された植物品種と明確に識別できない植物品種</p> <p>3. その生産が保護された植物品種の反復使用を必要とする植物品種</p>
190	<p>植物品種の保護証明書保有者の権利に対する制限</p> <p>1. 次の行為は、保護された植物品種に対する権利の侵害とはみなさない。</p> <p>a/ 植物品種を個人的な非商業目的で使用する事</p> <p>b/ 植物品種を試験目的で使用する事</p> <p>c/ 本法第187条に規定する場合を除き、新たな植物品種を生み出すために植物品種を使用すること</p> <p>d/ 個人生産世帯が、自己の所有地における来季の自己繁殖および栽培のために、保護された植物品種の収穫素材を使用すること</p> <p>2. 植物品種に対する権利は、保護証明書保有者またはその者の実施権被許諾者によりベトナム市場または外国市場に販売されたまたはその他で持ち込まれた、保護された品種の素材に関係する行為に対しては、次の行為を除き適用されない。</p> <p>a/ 当該植物品種のさらなる繁殖に係る行為</p> <p>b/ 当該植物品種の繁殖素材を、当該植物品種の属または種が保護されていない国に輸出することに関係</p>

	する行為。ただし、当該素材が消費目的で輸出される場合を除く。
194	<p>植物品種に対する権利の譲渡</p> <p>1. 植物品種に対する権利の譲渡とは、植物品種の保護証明書保有者が当該植物品種に対するすべての権利を譲受人に移転することをいう。譲受人は、法定手続に従い植物品種に対する権利を管理する国家機関への当該譲渡契約の登録の日から、当該植物品種の保護証明書保有者になる。</p> <p>2. 植物品種に対する権利が共同所有されている場合、当該権利を別の者に譲渡するには、共同所有者全員が同意しなければならない。</p> <p>3. 植物品種に対する権利の譲渡は、書面の契約の形で行わなければならない。</p> <p>4. 国家予算で生み出された植物品種に対する権利の譲渡は、技術移転に関する法律に従って行う。</p>
	<b>第5部 知的財産権の保護</b>
201	<p>知的財産の査定</p> <p>1. 知的財産の査定とは、知的財産権に係る事項を査定し結論を下すために、本条第2項および第3項で定義する組織または個人が自己の専門的知識および専門的技術を用いることをいう。</p> <p>2. ベトナムで営業する外国の弁護士業務組織を除き、次の条件を満たす企業、合作社、非事業体または弁護士業務組織は、知的財産の査定を行うことができる。</p> <p>a/ 査定業務に関する法定要件を満たす人材ならびに物理的および技術的基盤を有すること</p> <p>b/ 事業登録証明書または営業登録証明書に記載されたとおり、知的財産の査定を行う機能を有すること</p>

	<p>c/ 当該組織の長または当該長により授権された者が、知的財産の査定員証を有していること</p> <p>3. 次の条件をすべて満たす個人は、所轄の国家機関により知的財産の査定員証を交付される。</p> <p>a/ ベトナム人であり、市民として行為する完全な資格を有していること</p> <p>b/ ベトナムに定住していること</p> <p>c/ 職業倫理上、優れた資質を有していること</p> <p>d/ 査定員証の申請分野に関連する学術領域で学士号以上の学位を有し、当該分野で5年以上の期間にわたって職務活動を行っており、かつ査定業務の試験に合格したこと</p> <p>4. 知的財産権の侵害行為を処理する所轄の国家当局は、当該当局が受理した事件または問題を処理するとき、知的財産の査定を要求することができる。</p> <p>5. 知的財産権者ならびにその他の関係組織および個人は、自己の正当な権利および利益を保護するために知的財産の査定を請求することができる。</p> <p>6. 政府は、知的財産の査定組織および活動について、明確に規定するものとする。</p>
211	<p>行政制裁措置を受けるべき知的財産権の侵害行為</p> <p>1. 知的財産権を侵害する次の行為のいずれかをする組織および個人は、行政制裁措置を受けるものとする。</p> <p>a/ 著作者、所有者、消費者または社会に対して損害をもたらす知的財産権の侵害をすること</p> <p>b/ 本法第213条で定義する知的財産の偽造品を生産、輸入、輸送もしくは取引するか、またはかかる行為をする</p>

	<p>よう他者に任ずること</p> <p>c/ 偽造の標章もしくは地理的表示を付したスタンプ、ラベルもしくはその他の物品を生産、輸入、輸送、取引もしくは保管するか、またはかかる行為をするよう他者に任ずること</p> <p>2. 政府は、行政制裁措置を受けるべき知的財産権の侵害行為、制裁措置の形態および程度、ならびにその手続について、明確に規定するものとする。</p> <p>3. 知的財産に関する不正競争行為を犯した組織および個人は、競争法に基づき行政制裁措置を受けるものとする。</p>
214	<p>行政制裁措置および矯正措置の形態</p> <p>1. 本法第211条第1項で定義する知的財産権の侵害行為を犯した組織および個人は、強制的に当該侵害行為を終了させられ、次の主な行政制裁措置の一つを科されるものとする。</p> <p>a/ 警告</p> <p>b/ 罰金</p> <p>2. 侵害の性質および重大さに応じて、知的財産権を侵害した組織または個人は、次の追加的行政制裁措置のいずれかも科される。</p> <p>a/ 知的財産の偽造品、ならびに当該知的財産の偽造品の生産または取引に主として使用された原材料および手段の没収</p> <p>b/ 侵害が行われた領域における事業活動の一定期間の停止</p>



	<p>3. 本条第1項および第2項に規定する制裁措置に加え、知的財産権の侵害者は、次の結果的矯正措置のいずれかまたは両方も科される。</p> <p>a/ 知的財産の偽造品、ならびに当該知的財産の偽造品の生産または取引に主として使用された原材料および手段の強制的廃棄、または非商業目的での強制的頒布もしくは使用。ただし、当該廃棄、頒布または使用が知的財産権者による権利の行使に影響を及ぼさないことを条件とする。</p> <p>b/ 知的財産権を侵害する通過貨物のベトナム領土からの強制的移送、または知的財産の偽造品ならびに当該知的財産の偽造品の生産もしくは取引に主として使用された輸入された手段および原材料の（侵害要素を当該偽造品から除去した上での）強制的再輸出</p> <p>4. 知的財産権の侵害に対する行政制裁措置およびかかる措置を講じる法的権限は、行政違反の処理に関する法律に従う。</p>
218	<p>通関手続の一時停止措置の適用に係る手続</p> <p>1. 通関手続の一時停止を請求する者が、本法第217条に規定する自己の義務を履行したとき、税関事務所は、当該商品ロットに関する通関手続の一時停止に関する決定を下すものとする。</p> <p>2. 通関手続の停止期間は、通関手続の一時停止請求者が当該一時停止に関する税関事務所の通知を受領した後10就業日とする。通関手続の一時停止請求者が正当な理由を有する場合、当該請求者が本法第217条第2項に規定する保証金を供託することを条件として、この期間は延長することができるが、20就業日を超えてはならない。</p> <p>3. 本条第2項に規定する期間の満了時に、通関手続の一時停止請求者が民事訴訟を提起せず、かつ、税関事務所が、商品ロットの輸出者または輸入者の行政違反を行政手続に従い処理することを求める申立てを、受理しないと決定した場合、税関事務所は、次のことを行う責任を負う。</p>

	<p>a/ 当該商品ロットに係る通関手続を実行し続けること</p> <p>b/ 通関手続の一時停止請求者に、不合理な請求により当該商品ロットの所有者が被った全損害を補償させること、ならびに、税関事務所ならびに関税法に基づくその他の関係機関、組織および個人が被った商品の倉庫での保管および保全の費用ならびにその他の費用を支払わせること</p> <p>c/ 通関手続の一時停止請求者に対して、本項 b 号に規定する補償金および費用を支払う義務が履行された後で、供託保証金の残額を返還すること</p>
	<b>第 6 部 施行規定</b>
220	経過規定

## IP 関連法の変更の概要

### 刑法の多数の条項を改正し補足する法律第 37/2009/QH12 号

条番号	主要な題目
170.a	著作権および著作隣接権の侵害
171	工業所有権の侵害

### 関税に関する法律の多数の条項の改正およびそれらへの追加に関する 2005 年 6 月 14 日付法律第 42-2005-QH11 号

条番号	主要な題目
2	管轄範囲
4	第 4 条の末尾に新たな第 18 項「税関区域」を追加。
5	第 5 条の後に新たな第 5 a 条「税関による国際協力の活動」を追加。
8	税関の管理の結集
11	税関の任務
13	第 13 条の第 1 項「ベトナム税関の組織体制」を修正し、これに追加する。
14	第 14 条に新たな第 3 項を追加。
15	第 15 条の第 1 項の後に新たな第 1 a 項を追加。

16	通関手続
17	通関手続の場所
18	第 18 条の第 1 項および第 2 項を改正し、これらに追加する。
20	第 20 条の第 1 項を改正し、これに追加する。
22	税関ファイル
23	申告者の権利および義務
25	第 25 条の第 4 項を改正し、これに追加する。
27	第 27 条の第 2 項の後に新たな第 2 a 項を追加。
28	税関ファイルの確認および登録
29	第 29 条の第 2 項を改正し、これに追加する。
30	輸入または輸出される実際の物品の通関に係る検査の様式
32	通関後検査
57	通関手続の一時停止の原則
69	関税その他の料金の徴収に関する税関事務所の責任
71	課税価格の計算
74	第 74 条の第 2 項および第 3 項を改正し、これらに追加する。

## IP 規則、改正および指針の変更の概要

2006年9月21日付政令第100/2006/ND-CP号の多数の条項を改正し補足する 2011年9月20日付政令第85/2011/ND-CP号

条番号	主要な題目
4	第4条に第11項、第12項、第13項、第14項および第15項を補足。
10	講義、講演およびその他のスピーチは、一定の有形の形態に固定されなければならない。
19	第19条の下に第19a条を補足。
20	第20条の下に第20a条を補足。
23	第23条の第2項を改正。
26	保護の期間
28	無名の著作物に対する権利の移転
36	放送番組の使用
37	第37条の第1項を改正。
39	第39条第1項a号を改正。
41	共同代表として行為する組織
45	第45条の下に第45a条を補足。
46	第46条に第4項を補足。

	「文化情報省」という文言を「文化スポーツ観光省」という文言に置き換える。
--	--------------------------------------

**2006年9月22日付政令第105/2006/ND-CP号の多数の条項を改正し補足する2010年12月30日付政令第119/2010/ND-CP号**

条番号	主要な題目
1	規制の範囲
14	第14条第1項「植物品種の侵害要素」を改正。
23	第23条第1項「侵害の処理申請に添付する文書および証拠」を改正。
24	第24条第1項および第2項「権利者の地位を証明する証拠」を改正および補足。
	第IV章の題目「第IV章 知的財産権の侵害の処理」を変更。
28	第28条第1項および第2項「侵害物品の価値の決定」を改正。
33	第33条を無効にする。
36	第36条第1項「処理申請手続」を改正。
39	第39条「知的財産査定の内容および領域」の第1項を改正し、第3項を追加する。
42	第42条「知的財産査定機関」を改正および補足。
43	第43条「知的財産査定機関の権利および義務」を改正および補足。
44	第44条「知的財産査定員」を改正および補足。

50	第 50 条第 3 項「追加査定、再査定」を改正および補足。
51	第 51 条第 1 項「査定結果の書面」を改正。
55	第 55 条第 1 項「科学技術省の責任」に f 号を追加。
	「文化情報省」という文言を「文化スポーツ観光省」という文言に置き換える。

**2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の多数の条項を改正し補足する 2010 年 12 月 31 日付政令第 122/2010/ND-CP 号**

条番号	主要な題目
3	第 3 条第 2 項 h 号を改正。
19	第 19 条の第 3 項および第 4 項を改正し、第 19 条に第 5 項を補足する。
23	第 IIIa 章「秘密の発明」を補足。
29	- 第 29 条「工業所有権代理実務証明書 of 交付および撤回」を改正および補足。
	- 第 29a 条「工業所有権代理業務を提供する機関の記録および削除」を補足。
36	第 36 条に第 2a 項、第 2b 項および第 3a 項を補足。

2007年2月14日付通達第01/2007/TTBKHCN号の一部の規定を改正し補足する2011年7月22日付科学技術省通達第18/2011/TT-BKHCN号

項目番号	主要な題目
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 項目 7.2.e 「IP 出願に基づく対象のグループ分けおよび分類」を改正および補足。</li> <li>- 項目 7.3.c 「優先書類は、PCT 出願に関してを除き証明されなければならない。」を改正および補足。</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 項目 20.3 「特許保護権利証書の有効性の維持」を改正および補足。</li> <li>- 項目 20.4.a 「IP 登録の有効性」を改正および補足。</li> </ul>
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 項目 33.5.e 「工業意匠の説明は、定められた要件を満たすものとする。」を改正および補足。</li> <li>- 項目 33.6 「工業意匠の写真または図面一式の要件」を改正および補足。</li> </ul>
37	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 項目 37.4.e 「商標を付した商品およびサービスのリスト」を改正および補足。</li> <li>- 項目 37.5 「商標見本の要件」を改正および補足。</li> </ul>
47	項目 47.1 「工業所有権の譲渡に関する契約の登録に係る関係書類一式」を改正および補足。
53	項目 53.2 「工業所有権代理実務証明書の申請」を改正および補足。
59	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 項目 59.2 「IP 代理実務の試験に係る登録」を改正および補足。</li> <li>- 項目 59.5 「IP 代理実務の試験機関」を改正および補足。</li> </ul>



技術移転に関する法律の多数の条項の実施を詳述し手引きする政令第 133/2008/ND-CP 号の一部の条項を改正し補足する政令第 103/2011/ND-CP 号

条番号	主要な題目
第 7.1.b 条および第 12.2.d 条	ベトナム語および外国語の技術移転契約書の原本または公証謄本。技術移転の契約当事者がベトナムの組織および個人である場合、ベトナム語の技術移転契約書のみを要する。契約当事者は、契約書に署名捺印をしなければならず、一方契約当事者が組織である場合には、両契約当事者は、連続する 2 ページごとおよび付属書にイニシャルの署名および捺印をしなければならない。
第 8.2.a 条	技術移転契約の改正の登録申請は、政令第 133/2008/ND-CP 号の一部の条項を改正し補足する政令の補遺 V に定める様式に従い行うものとする。
第 8.2.b 条	ベトナム語および外国語の改正契約書の原本または公証謄本。技術移転の契約当事者がベトナムの組織および個人である場合、ベトナム語の技術移転改正契約書のみを要する。契約当事者は、契約書に署名捺印をしなければならず、一方契約当事者が組織である場合には、両契約当事者は、連続する 2 ページごとおよび付属書にイニシャルの署名および捺印をしなければならない。
第 8.3 条	技術移転契約の改正の登録に係る関係書類一式は、3 通（原本 1 通および謄本 2 通）を作成するものとする。技術被移転人（外国からベトナムへのもしくは国内での技術移転の場合）または技術移転人（ベトナムから外国への技術移転の場合）は、両契約当事者を代表して、技術移転証明書の修正を申し出るために、技術移転契約登録証明書を発行する所轄機関に関係書類一式を提出することとする。

第 8.4 条	<p>本政令の第 8 条第 1 項に定める授権機関は、有効な関係書類一式を受領後 7 就業日以内に、技術移転証明書の修正版の発行を検討する。授権機関は、技術移転証明書の修正版を発行することを容認しない場合には、書面の通知により詳細な理由を示して回答しなければならない。</p>
第 10.2 条	<p>移転を制限される技術のリストに掲載された技術を受け入れるまたは移転することを希望する組織および個人は、承認を得るために関係書類一式を科学技術省に提出するものとする。</p> <p>技術被移転人（外国からベトナムへのもしくは国内での技術移転の場合）または技術移転人（ベトナムから外国への技術移転の場合）は、両契約当事者を代表して、技術移転の承認を得るために、技術移転の承認に係る関係書類一式を科学技術省に送付することとする。</p>

著作権および著作隣接権の違反に対する制裁措置に関する 2009 年 5 月 13 日付政令第 47/2009/ND-CP 号の一部の条項を改正し補足する政令第 109/2011 号

条番号	主要な題目
第 3 条	題目「制裁措置の形態および侵害物品の価値の決定」を改正。 第 3 項「侵害物品の価値の決定」を補足。
第 20 条、第 23 条、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条、第 39 条、第 41 条	変更される行政違反に対する制裁措置

2008 年 2 月 25 日付通達第 01/2008/TT-BKHCHN 号の多数の規定を改正し補足する 2012 年 2 月 13 日付科学技術省通達第 04/2012/TT-BKHCHN 号

項目番号	主要な題目
I.1	工業所有権査定の対象
I.2	工業所有権査定員証を交付する要件
I.3	工業所有権査定機関証を交付する要件
I.4	通達第 01/2008/TT-BKHCHN 号の項目 I.4 を削除。
II.1.a	項目 II.1.a 「工業所有権査定のため試験すべき事項」を改正。

III.5	項目 III.5 「査定員証の撤回」を改正。
IV.1	項目 IV.1 「査定機関証の交付、再交付および撤回の法的権限」を改正。
IV.2.b	項目 IV.2.b 「査定機関証の申請」を改正。
V.2	項目 V.2 「手数料および料金」を改正。

## 国際 IP 条約の一覧表

条約の名称	発効
<b>1 WIPO が管理する条約</b>	
標章の国際登録に関するマドリッド協定	1939年6月25日
工業所有権の保護に関するパリ条約	1949年3月8日
世界知的所有権機関を設立する条約	1976年7月2日
特許協力条約	1993年3月10日
文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約	2004年10月26日
許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約	2005年7月6日
衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約（ブリュッセル条約）	2006年1月12日
標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書	2006年7月11日
実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）	2007年3月1日
<b>2 IP 関連の多国間条約</b>	
教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定	1952年9月1日
戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（第四条約）	1957年12月28日
海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（第二条約）	1957年12月28日

戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（第一条約）	1957年12月28日
1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）	1982年4月19日
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1982年12月24日
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	1988年1月19日
海洋法に関する国際連合条約	1994年11月16日
気候変動に関する国際連合枠組条約	1995年2月14日
生物の多様性に関する条約	1995年2月14日
生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書	2004年4月20日
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約	2004年5月17日
気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書	2005年2月16日
たばこの規制に関する世界保健機関（WHO）枠組条約	2005年3月17日
国際植物防疫条約	2005年10月2日
文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約	2005年12月20日
無形文化遺産の保護に関する条約	2006年4月20日
植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）	2006年12月24日
世界貿易機関（WTO）- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）（1994年）	2007年1月11日
WTOを設立するマラケシュ協定	2007年1月11日
障害者の権利に関する条約	2007年10月28日

2005年文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約	2007年11月7日
生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書	2010年10月29日
バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書	2014年4月2日
<b>3 IP 関連の二国間条約</b>	
投資の促進及び相互保護に関するアルゼンチン政府とベトナム社会主義共和国政府との協定	1997年6月1日
著作権関係の確立に関するアメリカ合衆国政府とベトナム社会主義共和国政府との協定	1998年12月23日
知的財産の保護及びこの領域における協力に関するスイスとベトナムとの協定	2000年6月8日
米・ベトナム自由貿易協定	2001年12月10日
投資の促進及び保護に関するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府とベトナム社会主義共和国政府との協定	2002年8月1日
投資の自由化、促進及び保護に関する日本とベトナム社会主義共和国との協定	2004年12月19日
包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定	2008年12月1日
日本とベトナム社会主義共和国との経済連携協定	2009年10月1日

## 重要判例

### 特許

事件名	Hoang Thinh 対 Viet-My 煉瓦生産工場
事実の概要	<p>2003年初めに Thinh 氏は、Nguyen Dinh My 氏と Thai Thi Thu Suong 氏が経営する Viet - My 煉瓦生産工場が、煉瓦を商業目的で生産するために、Thinh 氏の特許（2002年に付与された実用新案特許第 319号）に基づくスクラッチ軸の押出成形機を使用してきたことを知った。Thinh 氏は、Nguyen Dinh My 氏と Thai Thi Thu Suong 氏に対して授権していないため、生産を中止するよう求め、関連当局に訴訟を提起した。したがって、科学技術省およびダクラク省のその他の機関は、現場を録画し、付与された特許に基づく問題の煉瓦押出成形機を査定するため、特許権者および侵害者と面談を行い、Viet - My 煉瓦生産工場は Thinh 氏に付与された特許を侵害していると結論づけた。</p> <p>2008年3月末までに、ダクラク省人民委員会は、Hoang Thinh 氏と Nguyen Dinh My 氏 - Thai Thi Thu Suong 氏との特許侵害事件を、解決のため人民裁判所に移送した。</p> <p>2010年7月18日、ダクラク省の人民裁判所審判部は、本件の第一審の審理を開始した。知的財産法によれば、特許の使用は所有者により授権されなければならない。Viet - My 煉瓦生産工場は特許使用の許可を取得し、そのライセンスの報酬または使用料を支払うという義務を履行しなかったため、Hoang Thinh 氏は賠償を請求すべきである。</p> <p>裁判所は、Viet - My 煉瓦生産工場がもたらした損害を特定し、同工場を経営する両氏に対</p>



	し、3億5,100万ベトナム・ドン（VND）（約18,500米ドル（USD））の賠償金を Hoang Think に支払うよう命じた。
参考規定	2005年IP法第202条

## 意匠

事件名	Nha Quan Joint Ventures Company 対 Y Thien Company LimitedY
事実の概要	<p>2002年、Truong Sanh Company Limited（以下「Truong Sanh」という）は、棺を生産するため Nha Quan Joint Ventures Company（以下「Nha Quan」という）を設立すべく、Kuo Chi Sheng氏（中国人）と協力した。</p> <p>その後 Nha Quan は、Truong Sanh が国家知的財産庁（NOIP）で工業意匠「Coffins」を出願しており、2007年にその意匠特許を Y Thien Company Limited（以下「Y Thien」という）に譲渡していた、ということを知った。Nha Quan は、意匠侵害を理由に Y Thien を相手取り訴訟を提起すると決めた。</p> <p>第一審の審理は2008年に行われ、審判部は、Nha Quan は工業意匠「Coffins」の出願をしていない、と述べた。2005年4月4日に Nha Quan は、意匠出願書に列挙された意匠が Truong Sanh の工業所有権資産であることを承認する合意書に署名をしていた。Nha Quan は、「Coffins」という製品が国内および国際市場で幅広く生産され消費されていることを証明したが、訴訟の対象となった意匠「Coffins」の工業所有権および出願権を自社が有していることの証拠を提供しなかった。</p>

	<p>ビンズオン省の人民裁判所は、Nha Quan がもたらした損害を特定し、Nha Quan に対し、4 億 4,000 万 VND（約 20,952 USD）の賠償金を Y Thien に支払うよう命じた。</p> <p>2009 年 1 月 12 日、ホーチミン市の最高人民裁判所は、本件の上訴審を開き、第一審の決定を支持した。IP 法によれば、発明、工業意匠または回路配置方法の所有者とは、それぞれの工業所有権の対象の特許を所轄機関により付与される組織または個人をいう。工業所有権の譲渡とは、かかる工業所有権の所有者による別の組織または個人への所有権の移転をいう。したがって、Truong Sanh による Y Thien への意匠「Coffins」の譲渡は適法である。</p>
参考規定	2005 年 IP 法第 121 条第 1 項および第 138 条

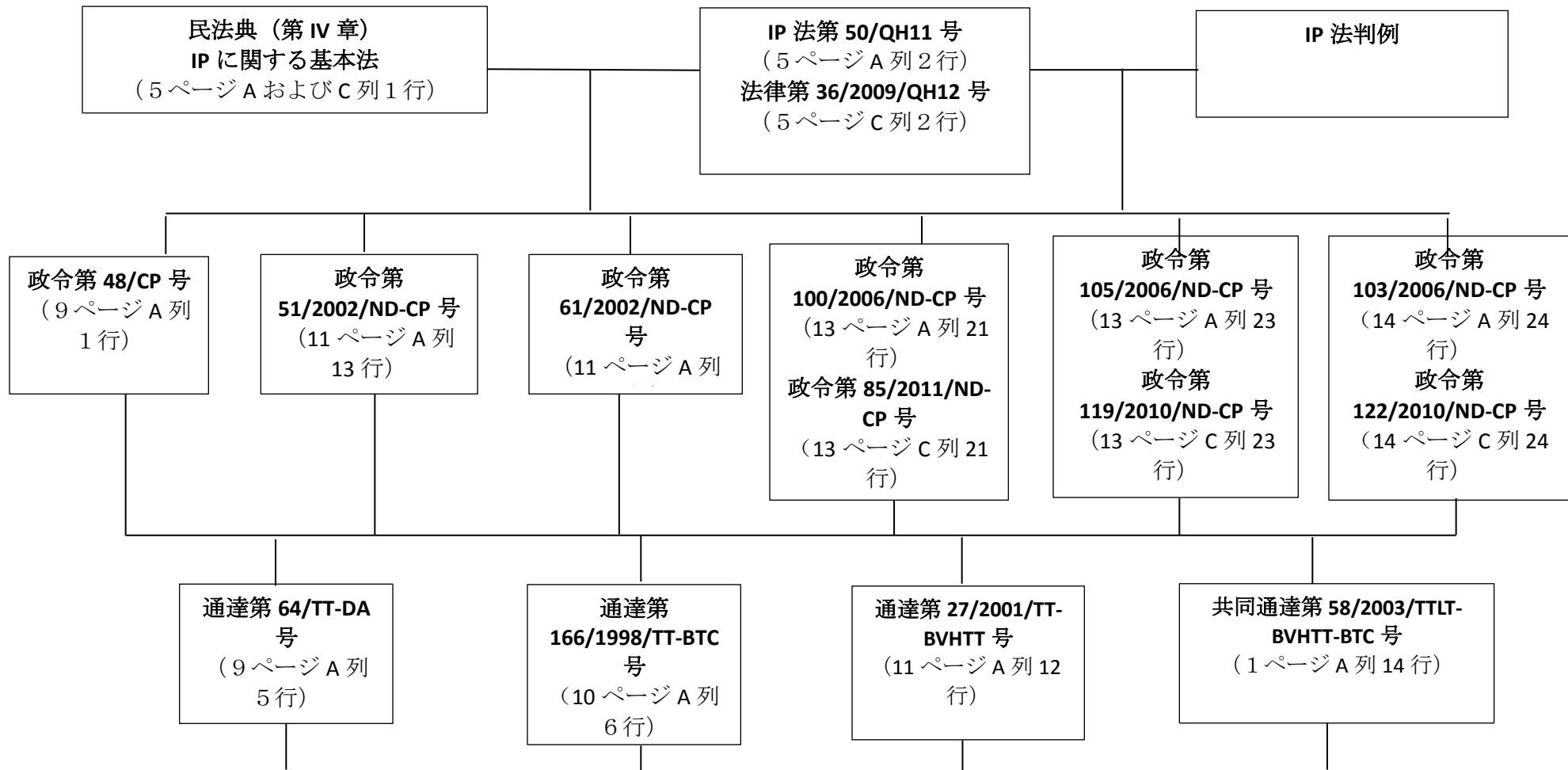
## 商標

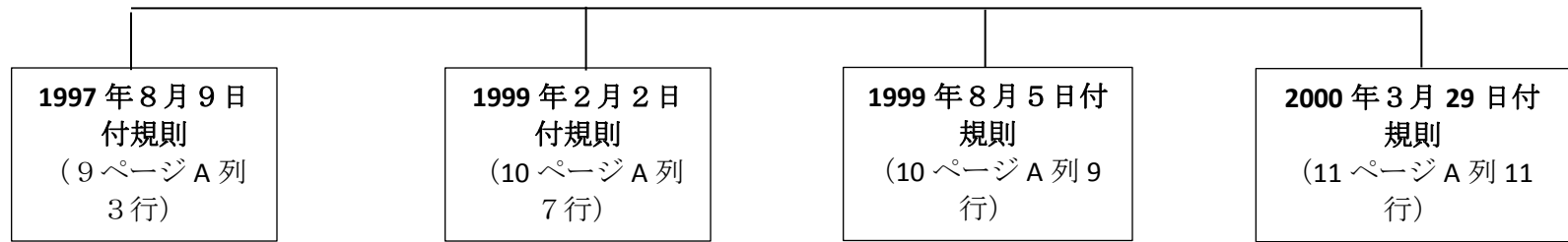
事件名	TC Thai Pharmaceutical Industries Co., Ltd.対 H 氏
事実の概要	<p>2004 年 2 月、H 氏は、TP Company に対し、2 匹の赤い動物が頭を突き合わせているイメージを付したエナジードリンク用の約 73,000 本の缶を生産するよう注文した。H 氏は、これらの缶を使って 34,000 本分以上のエナジードリンクを生産し、これらの製品を発売した。</p> <p>2006 年 9 月、商標「Red Bull &amp; Device」（ベトナムで登録済み）の所有者である TC Thai Pharmaceutical industries Co., Ltd.（TC）は、工業所有権侵害で刑法に違反しているとして H 氏を処分するよう申し立てた。</p> <p>訴訟において H 氏は、製品の出所について故意に消費者に誤解させようとはしていない</p>

	<p>め、処罰は不当であると述べた。H氏は、過去に2匹の豚が頭を突き合わせているイメージを目にし、事業を始めるときにこのサンプルを付した缶を使用して、保健省から許可を得た、と述べた。</p> <p>H氏は、商標「HENEIKEN」と「Saigon」に関する工業所有権の侵害行為で過去に2回、行政制裁措置を受けていた。</p> <p>ホーチミン市の人民裁判所は、H氏に対し、刑法第171条の規定に基づく工業所有権の侵害および脱税で3年間の再教育を宣告した。</p>
参考規定	刑法第171条

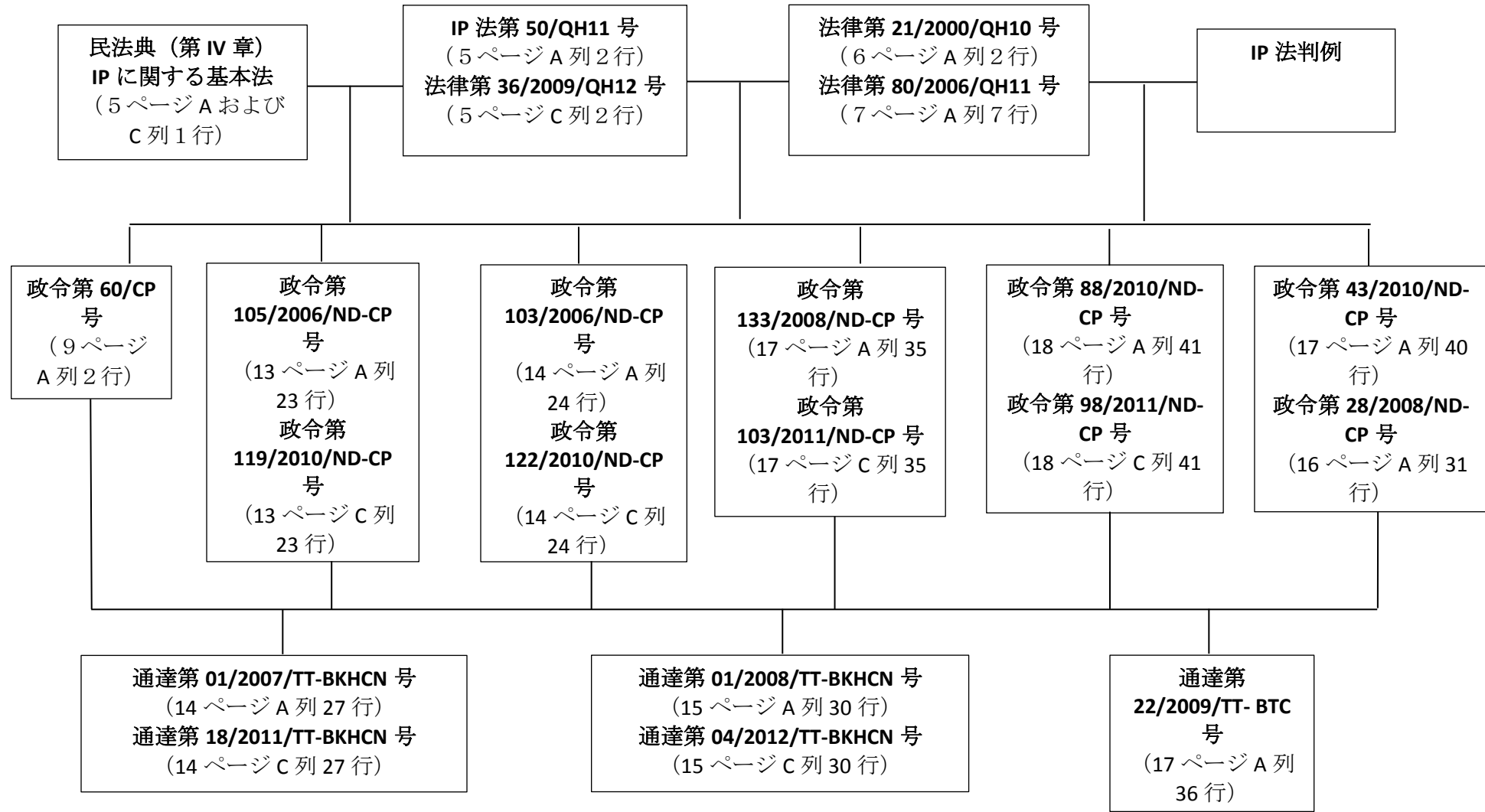
## 法律および規則の統合／枠組みの概要を示す図

### 著作権および著作隣接権

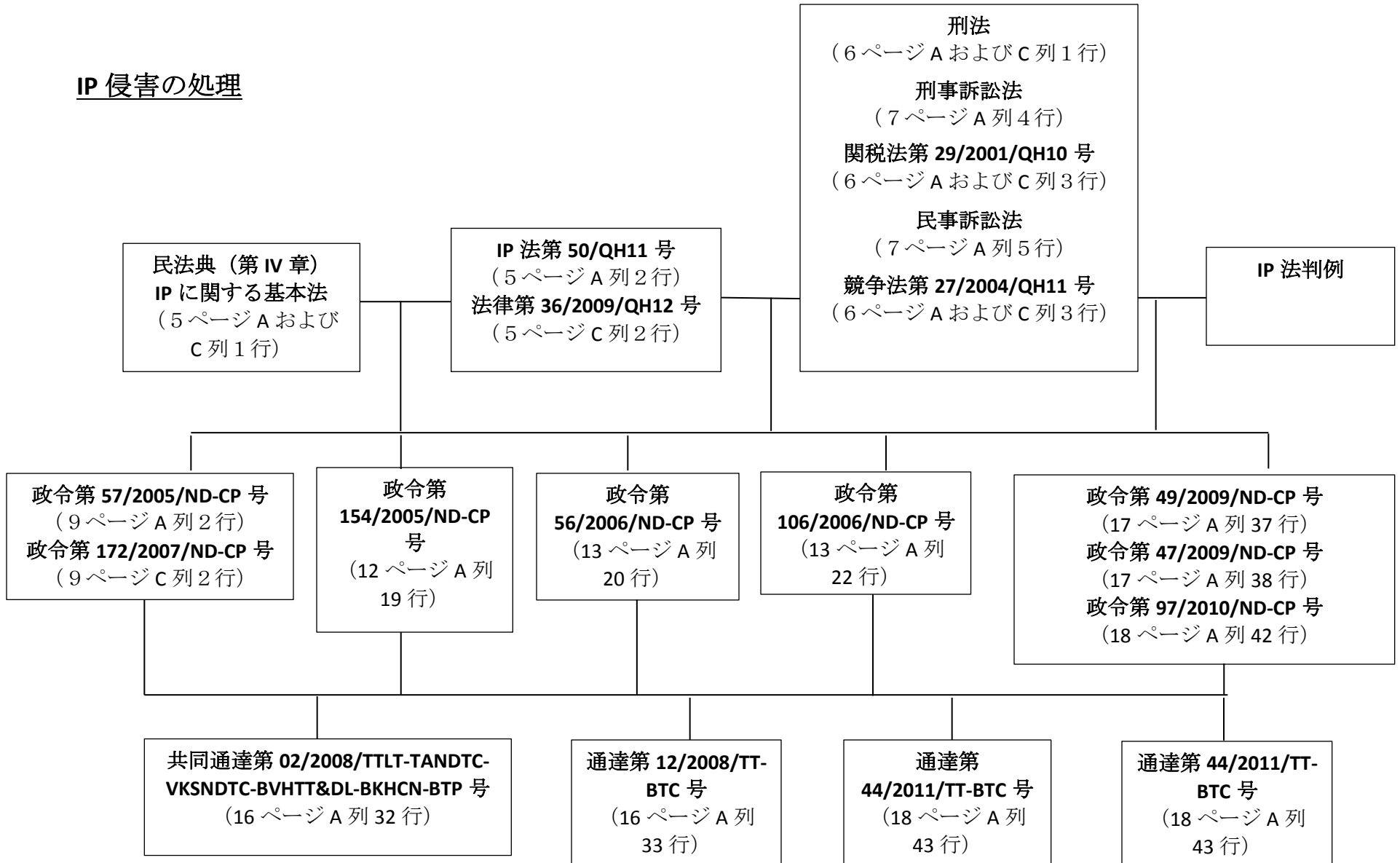




## 工業所有権



## IP 侵害の処理



経済産業省委託

ベトナム下位法令調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

GLOBAL IP Southeast Asia Pte Ltd

2015 年 6 月発行 禁無断転載

本冊子は、2014 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が実施した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。